

ADR推進機構
委員長 真田 修治

特許紛争等の知的財産に関する紛争を当事者自らの手で解決して、すっきりした気持ちで紛争を終了させませんか。このように紛争を解決する手段に、会員の皆様方ご承知の日本知的財産仲裁センターの調停制度があります。仲裁センターの調停制度を利用すれば、当事者双方の長期にわたる不毛の争いを避けることができて、迅速で費用の負担も軽く、しかも、当事者双方が納得する解決を図ることができます。ADR推進機構では、会員の皆様方に、仲裁センターの調停制度の利用をお奨めしています。

仲裁センターの調停・仲裁制度の実態については、本誌(2002.11)に、「調停・仲裁の場」の雰囲気や、「調停・仲裁の進行」状況についてわかりやすく紹介されていますが、本誌の今月号では、特に仲裁センターの調停制度について、今一度基本に戻って、会員の皆様方に紹介したいと思います。

調停制度とは

仲裁センターの調停制度は、民事調停法に基づく民事調停制度の目的、「紛争について、紛争当事者の互譲により、条理にかない実状に即した解決を図ること」と同様の目的で運用されているものです。

調停は、非公開の場での当事者双方の話し合いに、事案の専門家である調停人が第三者の立場で参加して話し合いの手助けをし、当事者双方を和解に導こうとするものです。話し合いの場(調停の場)では、調停人は、まず当事者双方の言い分を十分に聞き出し、紛争の内容を十分に理解します。こうして当事者双方の不信感を解消します。紛争の内容について、当事者双方及び調停人の理解が深まった頃にそのような理解に基づいた解決案(調停案)を提示して、当事者双方の合意を促すものです。この調停案に当事者双方が合意すれば、調停が成立します。これにより、当事者双方は紛争を自ら解決したことになり、納得のいく条件で紛争を終了させることができます。当事者双方が調停案に合意しない場合には、調停は不調に終わります。調停では、手続きが開始された後でも不調に終わらせることもできるので、気軽に話し合いの場に臨まれてはいかがでしょうか。

調停の場

調停の場は、裁判所の法廷に当たるところです。それは、弁護士会館や弁理士会館内にあります。会員の皆様方にとって、弁護士会館や弁理士会館は、厳肅な雰囲気が漂う裁判所に比べて出入りし易いでしょうし、調停の場には、裁判所の法廷に臨むような緊張感を持つことなく、気楽な気持ちで余裕をもって臨むことができるのではないでしょうか。気持ちに余裕があれば、代理人として満足の行く仕事ができるでしょう。

調停の場では

調停は、当事者双方の話し合いを調停人が手助けすることですから、調停の場では、裁判とは異なって、証拠調べを義務づけるような審理は行われません。調停では、当事者双方および調停人が争点を容易かつ効率的に見出すため、調停人は当事者双方の主張・立証を書面の形で提出するよう促しますが、調停の場では、当事者双方はこれに拘束されることなく、自分の思いを自由に述べることができます。また、紛争の事案の専門家である調停人は、事案で不明な点や主張がたりないと思われる点があれば、当事者双方にこれらの点を主張するように積極的に働きかけます。これにより、調停人は調停の進捗を図り、当事者双方が合意し得る解決の条件を模索します。このようにして調停人から提示された調停案について、両当事者はさらに、自分達の意見を盛り込めるよう話し合いを進めていくことができます。調停での当事者双方にとっての最大の利点は、当事者間で対立することなく、自分の思いを主張できることです。こうして、調停が成立すれば、それは、正に当事者自らの手で作り上げた解決策なのです。

調停の成立・不成立

調停は、当事者双方が調停人の提示する調停案に合意することにより成立し、当事者自らが紛争を解決して終了します。また、当事者双方が調停案に合意しない場合には、調停は不調に終わります。この場合には、当事者双方の合意によっては、調停を仲裁に移行させることもできますし、また、訴訟を提起することもできます。

裁判は、公開の場において、紛争の事実関係および法律関係を明確にして、その関係に白黒の決着をつけるものです。公開の場に適さない事案や、白黒の決着をつけてしまっては、必ず他方当事者に酷であって不満が残るような事案については、調停は特に理にかなった制度といえましょう。これも、仲裁センターの調停制度をお奨めする理由の一つです。

お問い合わせ、ご相談、申立は、次の各事務局にお願いします。

TEL 東京 03(3500)3793 / 関西 06(6364)0861 / 名古屋 052(203)1651

ホームページ <http://www.ip-adr.gr.jp/>